

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、直近となる令和2年の国勢調査において、74,412人であり、年齢区分構成割合については、年少人口12.21%、生産年齢人口61.85%、高齢人口25.92%となっている。年少人口と生産年齢人口は近年において減少傾向にある一方で、高齢人口は昭和55年より一貫して増加を続けており、少子高齢化が進んでいる。

令和3年度経済センサス活動調査に基づき産業構造を俯瞰すると、全事業所数（事業所単位）3,033事業所のうち、上位3分野（産業大分類）では、「卸売業・小売業」（642事業所）、「不動産業・物品賃貸業」（388事業所）、「宿泊業・飲食サービス業」（375事業所）となっている。

従業者数（事業所単位）27,677人のうち、上位3分野（産業大分類）では、「卸売業・小売業」（6,485人）、「運輸業・郵便業」（4,563人）、「製造業」（4,441人）となっている。

全売上高（企業単位）310,808百万円のうち、上位3分野（産業大分類）では、「卸売業・小売業」（118,584百万円）、「製造業」（67,612百万円）、「運輸業・郵便業」（40,858百万円）となっている。

全付加価値額（企業単位）66,716百万円のうち、上位3分野（産業大分類）では、「製造業」（12,697百万円）、「卸売業・小売業」（12,396百万円）、「医療・福祉」（10,863百万円）となっている。

製造業については、事業所数を除き上記いずれの指標でも上位3位以内に入っているおり泉大津市の主要産業となっている。中でも、地場産業である繊維工業は事業所数（事業所単位）が169事業所（全製造業中の53.6%）、従業者数（事業所単位）が1,389人（全製造業中の31.2%）となっている。また、地域経済分析システム（RESAS）における分析では、2020年の繊維工業の売上高は22,819百万円と全製造業の中で第4位に落ち込んでいるものの、付加価値額については、18,855百万円で第1位となっており、本市における重要度が高い産業となっている。

以上のような状況において、中小企業等では働き手の高齢化や設備の老朽化、後継者不足による事業継承の問題に加え、複合的な要因による物価高騰や少子高齢化の進行に伴う労働人口の減少など、様々な課題を抱える中、産業競争力の維持・向上を図るため、先端設備等の導入を促進する必要がある。

(2) 目標

導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入により、本市の中小企業者等の生産性が高まり、ひいては更なる地域経済の活性化を通じた「元気なまち泉大津」を達成するため、本計画期間内における先端設備等導入計画の認定件数を5件以上とすることを目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、小売業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市の面積は14.33km²（令和6年10月1日付け告示）で比較的行政区域面積が小さい上、本市を構成する市街地・住宅地となっている内陸ゾーンと大阪湾に面する北西部の臨海ゾーンを俯瞰すると、全体的に事業所が点在していることから、対象地域は市域全域とする。

（2）対象業種・事業

本市の基幹産業である製造業の企業数は、繊維工業が多くを占めているところであるが、市内産業全体の生産性の向上と競争力の強化を図るために、幅広い中小企業の先端設備等の導入を促進する必要がある。そのため、対象業種は全ての業種とする。

本市における企業数や売上高等の状況においては、対象事業を限定する理由も特段なく、中小企業者による幅広い取組を促す本計画の趣旨から、全ての事業を対象事業とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。